

家事審判申立書

令和7年12月23日

東京家庭裁判所家事部 御中

第1 申立の趣旨

本件戸籍中、本人（生年月日・令和7年春）の「父」の欄に「X」と記載する旨の戸籍の訂正をすることを許可するとの審判を求める。

第2 申立の理由

1 当事者

(1) 申立人らは、令和5年秋、アメリカ合衆国ニューヨーク州において、ニューヨーク州家事関係法11条及び13条に定める婚姻の方式に従い、婚姻許可証を得て、同州ニューヨーク市所在のニューヨーク市記録官事務所において、記録官の下で婚姻を挙行した日本人である。

なお、申立人らは、いずれも生来の氏を称することを希望し、また、互いに相手の意思を尊重しているので、夫婦が称する氏（民法750条、戸籍法74条1号）は定めていない。

(2) 令和7年春、申立人らの間に本人が出生した。

2 婚姻の成立と親子関係

(1) 法の適用に関する通則法（以下「通則法」という。）24条1項は、「婚姻の成立及び方式に関し、…『婚姻の成立は、各当事者につき、その本国法による』と定め、同条2項は、『婚姻の方式は、婚姻挙行地の法による』と定めている」（東京地裁令和3年4月21日判決・判例時報2521号87頁所収）。

日本人の男女については、社会通念上夫婦であると認められる関係の設定を欲する意思を有して、婚姻挙行地法所定の婚姻の方式に従い、婚姻を挙行した場合、婚姻の成立に関し、本国法である民法上の実質的成立要件（民法731条から737条まで）に欠けるところがなければ、婚姻自体は有効に成立していると認められるところ（前掲東京地方裁判所判決参照）、申立人らは、社会通念上夫婦であると認められる関係の設

定を欲する意思を有して婚姻挙行地であるニューヨーク州法所定の婚姻の方式に従って婚姻を挙行し、民法上の実質的成立要件に欠けるところもないから、その婚姻は有効に成立している。

なお、同様にニューヨーク州において同州法所定の方式で婚姻した日本人男女が原告となって、婚姻関係にあることの公証を受ける地位にあることの確認などを求めた前掲東京地方裁判所判決は、夫婦が称する氏を定めないままニューヨーク州法の方式に従って挙行した同人らの婚姻が有効に成立していることを認めたが、この点については、「通則法の規定に従えば、当然の帰結である」ものの、「挙行地法に基づいてした日本人間の別氏婚について、その有効性が国との間で正面から争われ、当該婚姻が日本においても有効に成立していると認められた点は、注目に値する」と評され、これは、「訴訟を通じて原告側が行ってきた問題提起を真正面から受け止め、それを我が国の家族法制の中で正当に位置付けようとする姿勢で本件訴訟に取り組んできた結果」であると評されている。同夫婦は、夫婦が称する氏を定めないまま届け出た婚姻届が不受理処分とされたことについて別途不服申立をしたが、その第一審（御庁令和7年1月10日審判・判例タイムズ1532号241頁所収）及び抗告審（東京高等裁判所令和7年5月28日決定・判例タイムズ1536号177頁所収）においても、夫婦が称する氏を定めないままニューヨーク州法の方式に従って挙行した同夫婦の婚姻が有効に成立していることを認めている。

(2) 本人は、申立人Yが婚姻中に懐胎した子であって、申立人Yの夫である申立人Xの子と推定されるとおり（民法772条1項）、その父は申立人Xである。

3 出生届と本件戸籍の編製

申立人らは、令和7年春、東京都特別区に対し、前2項について説明した上で、申立人Xが父である旨記載（以下「本件記載」という。）した出生届を提出したが、同区は、誤ってこれを余事記載と解した。

その結果、A自治体は、前述のとおり、申立人Xが本人の父であるにもかかわらず、本件戸籍を編製する際、誤って、本人の「父」の欄に「X」と記載せず、空欄とした。

4 したがって、本件戸籍中、本人の「父」の欄は、父である「X」の氏名を記載するとの訂正がされなければならないから、これを許可をするとの審判を求める。

以上